

松本市 外部人材活用促進事業補助金

経営改革のため、外部人材の雇用等を行う中小企業者に対し、その費用の一部を補助します。

対象者

- 市内に本社を有する中小企業者で、次の要件に該当するもの
- ・中小企業者自らの経営改革のため、外部人材の雇用等を行うこと
 - ・外部人材の雇用等に当たり、学術機関又は松本商工会議所が事務局を務める団体が提供し、又は仲介する市長が適当と認める人材マッチングサービスを利用すること
- (信州100年企業創出プログラム、地域の人事部)
- ・市税の滞納がないこと

対象経費

- ①給与、報酬、謝礼金、業務委託費
- ②企業の抱える経営課題等の解決を目的に市内の大学等が実施する調査研究事業に係る研修員活動費
- ③交通費、市内での宿泊費、居住費等

補助率

対象経費の2分の1以内

補助上限

- ①②給与等の経費・・・90万円（15万円×6か月）
 - ③滞在費等・・・・・・・・10万円
- ①～③合計100万円まで



用語等

- 経営改革・・・新商品及び新技術の開発、新分野への進出、販路開拓その他売上げの向上を図る取組み、事業の再構築、デジタル化や脱炭素化の推進、組織改革その他経営資源の適正化を図る取組み等により、企業の経営を強化し、当該企業の成長の促進を図ること
- 外部人材・・・市外に住所を有し、かつ、交付決定日までに対象者による雇用等が行われていない者

申請方法

申請を検討されている場合、まずは商工課へご相談ください。

その他

詳しくは松本市のホームページをご覧ください。



問い合わせ先

◎松本市役所商工課（平日午前9時から午後5時まで）
TEL:0263-34-3270
FAX:0263-34-3008
Mail:shoukou@city.matsumoto.lg.jp